



鳥取県公報

平成 24 年 7 月 17 日 (火)
第 8 4 1 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示
 - 大規模小売店舗に関する承継の届出 (518) (経済通商総室) 2
 - 保安林の指定の解除予定 (519) (森林・林業総室) 2
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (520) (八頭総合事務所県民局) 3
 - 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (521) (会計指導課) 3
- ◇ 教委告示
 - 口頭による開示請求を行うことができる個人情報 (13) (教育総務課) 4

告 示

鳥取県告示第518号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年 7 月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鳥取北
鳥取市晩稲100-1 他
- 2 承継により変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
変更前 イオン株式会社 取締役 代表執行役社長 岡田 元也
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
変更後 イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
- 3 承継があった年月日
平成20年 8 月21日
- 4 承継の理由
イオン株式会社からの会社分割のため
- 5 承継に係る店舗面積
32,272平方メートル
- 6 届出年月日
平成24年 7 月 5 日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間
平成24年 7 月17日から 4 月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課

鳥取県告示第519号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年 7 月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町明辺字梵字23の13から23の15まで

2 保安林として指定された目的

雪崩^{なだれ}の危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第520号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成24年8月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年7月17日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

1 申請のあった年月日

平成24年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人若桜

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

杉本 昭夫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

八頭郡若桜町大字若桜396

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、経済活動の活性化を促す為に、福祉サービス事業を中心に、職業能力の開発習得に努め、仕事量を拡大し収入の増加を図ると共に、一般就労の促進と雇用機会の拡充の支援及び社会参画に関する事業を行い、障がい者の自立と地域や社会活動の活性化に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

事業の追加

鳥取県告示第521号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年7月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県被災者支援寄附金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県福祉保健部福祉保健課

課長補佐 坂本 光隆

3 委任期間

平成24年 7 月 9 日から平成25年 3 月31日まで

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第13号**

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）第10条の規定により次のとおり告示し、平成24年 7 月17日から施行する。

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求ができる個人情報について）は、平成24年 7 月16日限り廃止する。

平成24年 7 月17日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

| 口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称 | 開示する個人情報の内容 | 開示請求を行うことができる期間 | 開示請求を行うことができる場所 |
|-------------------------------|---|---|--------------------------------------|
| 職員採用候補者選考試験 | 試験の合否、総合得点及び順位並びに試験種目ごとの得点（不合格者の場合で試験種目ごとの判定結果があるときは、当該判定を含む。） | 合格発表日から1月間。ただし、第1次試験及び第2次試験がある場合は、第1次試験の不合格者にあつては第1次試験の合格発表日から、第1次試験の合格者にあつては最終合格発表日から1月間 | 当該試験を実施した教育委員会各課（課に相当するものを含む。）又は教育機関 |
| 非常勤職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 鳥取県立特別支援学校非常勤職員採用試験 | 合計得点及び順位並びに試験種目ごとの得点 | 合格発表日から1月間 | 各県立特別支援学校 |
| 鳥取県立高等学校入学者選抜 | 学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接、作文及び実技検査の結果 | 推薦及び一般入学者選抜受検者にあつては一般入学者選抜合格発表日から、再募集入学者選抜受検者にあつては再募集入学者選抜合格発表日から1月間 | 各県立高等学校 |
| 鳥取県立特別支援学校高等部入学者選抜 | 鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科にあつては学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接の結果、琴の浦高等特別支援学校にあつては学力検査の教科ごとの得点、適性検査の得点及び合計得点並びに作文及び面接の結果、鳥取盲学校高等部普通科 | 入学者選抜受検者にあつては入学者選抜合格発表日から、再募集入学者選抜受検者にあつては再募集入学者選抜合格発表日から1月間 | 各県立特別支援学校 |

| | | | |
|--|-----------------------------|--|--|
| | 及びその他の特別支援学校にあつては諸検査及び面接の結果 | | |
|--|-----------------------------|--|--|